

特記仕様書(1)

給食施設検査

1 実施期間

- 1 学期 契約締結日から7月まで
- 2 学期 9月から12月まで
- 3 学期 1月から3月まで

2 履行場所

守山市内学校給食室

※市内9小学校、4中学校

3 検査項目

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」(平成21年4月1日施行)に基づく施設の定期検査

・1 学期

- 小学校9校 定期及び日常の衛生検査の点検票 1、2、3、4、5、7票
- 中学校4校 定期及び日常の衛生検査の点検票 1、2、3、4、5、7票

・2 学期

- 小学校9校 定期及び日常の衛生検査の点検票 2、3、5票
- 中学校4校 定期及び日常の衛生検査の点検票 2、3、5票

・3 学期

- 小学校9校 定期及び日常の衛生検査の点検票 2、3、5票
- 中学校4校 定期及び日常の衛生検査の点検票 2、3、5票

4 検査実施について

- (1) 検査結果は「学校給食衛生管理基準」に基づき、指摘事項と所見を記入し、報告すること。
- (2) 検査結果は、検査実施後2週間以内に2部、保健給食課に提出すること。

特記仕様書(2)

拭き取り検査

1 実施期間

- 1 学期 契約締結日から7月まで
- 2 学期 9月から12月まで
- 3 学期 1月から3月まで

2 履行場所

守山市内学校給食室

※市内9小学校、4中学校

3 検査項目

- ・ 1 学期 一般生菌 52箇所、大腸菌群 52箇所
- ・ 2 学期 一般生菌 52箇所、大腸菌群 52箇所
- ・ 3 学期 一般生菌 52箇所、大腸菌群 52箇所
- ・ 随時 黄色ブドウ球菌 65箇所

4 検査実施について

- (1) 検体は、各学校別に指示する箇所をおこなうこと。
- (2) 検査結果は、数値で表示すること。(例 $\bigcirc \times 10$) 内容によっては、陰性・陽性の表示も可能とする。また、所見を記入し、報告すること。
- (3) 検体の採取は、検査機関でおこなうこと。
- (4) ツメブラシ、スポンジ等の検査の場合は、終了後、検体を返却すること。
- (5) 検査結果は、検査実施後2週間以内に2部、保健給食課に提出すること。
- (6) 実施については、保健給食課の指示に従うこと。

特記仕様書(3)

食材細菌検査

1 実施期間

- 1 学期 契約締結日から7月まで
- 2 学期 9月から12月まで
- 3 学期 1月から3月まで

2 履行場所

- 守山市内学校給食室
- ※市内9小学校、4中学校

3 細菌検査検体数

- ・ 1 学期 細菌3種類セット（一般生菌・大腸菌群・黄色ブドウ球菌）13箇所
- ・ 2 学期 細菌3種類セット（一般生菌・大腸菌群・黄色ブドウ球菌）13箇所
- ・ 随 時

カンピロバクター	5回	}	合計14回
腸炎ビブリオ	4回		
サルモネラ菌	5回		

 ※状況により割振りの変動の可能性あり

4 検査実施について

- (1) 検体は、各学校別に指示する箇所で回収すること。
- (2) 検体の容器は、食材に合わせて契約業者が事前に準備すること。
- (3) 検査結果は、数値で表示すること。（例 $\bigcirc \times 10$ ）内容によっては、陰性・陽性の表示も可能とする。
- (4) 検査結果は、検査実施後2週間以内に2部、保健給食課に提出すること。
- (5) 実施については、保健給食課の指示に従うこと。